

⑨ 通勤用自動車の購入助成金

1 支給対象事業主

この助成金の支給対象事業主は次の事業主となります。

障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業所の事業主で、次のいずれにも該当する事業主です。

- (1) 支給対象障害者が自ら運転して通勤するための自動車(通勤用自動車)を購入する事業所の事業主
- (2) 支給対象障害者が障害により通勤が容易でないため、通勤用自動車を購入しなければ雇用の継続を図ることが困難な事業所の事業主

【留意事項】

この助成金は5ページ【留意事項】の①及び②に加えて、次の事業主には支給しません。

この助成金の認定申請日において、過去に支給を受けた通勤用バスの購入の助成金、通勤用自動車の購入の助成金の支給対象障害者が離職(各々の助成金の支給決定日から10年を経過したものを除く)している事業主にあつては、その離職した障害者に代わる各々の助成金の支給対象となる障害者を雇用していない事業所の事業主

2 支給対象となる障害者

支給対象となる障害者については、5ページの3「支給対象障害者」を参照してください。

3 支給対象となる通勤用自動車

支給対象となる通勤用自動車は、支給対象障害者の通勤に使用する自動車であつて、原則として支給対象障害者の障害の種類、程度に応じて支給対象障害者が自ら運転するために必要な特別の構造または設備(両下肢機能障害者用の手動装置等)を備え、かつ、通勤の用途に適した自動車です。

また、対象となる自動車の範囲は、道路運送車両法等に定める「小型自動車」及び「軽自動車」であつて、人の運送の用に供する自家用自動車とします。

なお、車いす使用者が車いすを使用したまま乗用できるように改造された自動車である場合は、「人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車」及び「その他特殊の用途に供する普通自動車及び小型自動車」であつても支給対象とします。

4 助成金の支給対象費用

(1) 支給対象費用の算定

この助成金の支給対象費用は、次のように算定することとなります。

【支給対象費用の算定式】

$$\text{支給対象費用} = \boxed{\text{車両本体価格及び付属品(機構が認めたもの)の合計額(注①)}} + \boxed{\text{特別の構造または設備の整備に要する費用(注②)}}$$

(注①) 付属品はフロアマット、エアコン、ラジオとします。

(注②) 特別な構造または設備に要する費用にはスタッドレスタイヤ・ホイールほか寒冷地仕様の費用(機構が認めた地域に限る。)を加えることができます。

【留意事項】

○ 支給対象とならない費用

支給対象費用の算定にあつては、次の場合の費用は含めることができません。

- a 中古の通勤用自動車またはその付属品を購入する場合
- b 企業グループで障害者雇用率の算定を行うことができる特例子会社、親会社、その関係会社相互間で通勤用自動車またはその付属品を購入する場合
- c 企業グループ障害者雇用率の算定を行うことができる特例子会社、親会社、その関係会社相互間で改造・整備する場合
- d 自社製品の通勤用自動車またはその付属品を購入する場合
- e 申請事業主が自ら改造・整備する場合

(2) 助成率及び支給限度額等

イ 支給額は、支給対象費用の額に次表の助成率を乗じて得た額、または次表の支給限度額のいずれか低い額です。

助成率	支給限度額
3 / 4	1台 150万円
	1台 250万円 (1級または2級の両上肢障害)

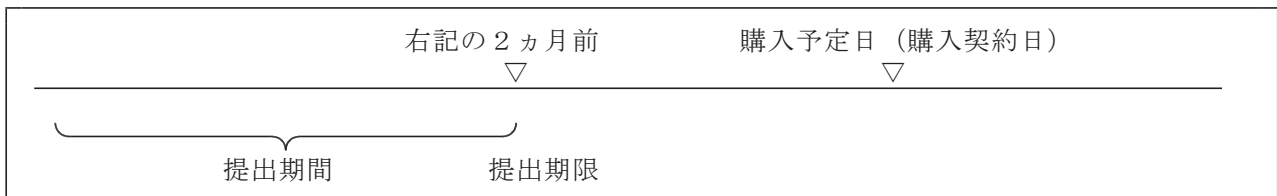
ロ 同支給対象費用に充てるために、助成金に合わせ、国、地方公共団体及び独立行政法人等の公共機関から補助金等の支給を受ける場合の支給額は、支給対象費用の額から当該補助金等の額を控除した残りの額に助成率を乗じて得た額またはイにより算定された額のいずれか低い額です。

5 認定申請

(1) 認定申請書の提出期限

助成金を認定申請しようとする事業主は、認定申請書及び事業計画書等の添付書類を提出してください。

認定申請書の提出期限は、原則として、通勤用自動車の購入を行おうとする（購入契約）日の前日から起算して2ヵ月前までです。



* 提出書類は、48ページの「助成金受給のための提出書類」を参照してください。

(2) 新規雇い入れまたは人事異動等により(1)の期限内に認定申請書を提出することができないやむを得ない理由があると機構が認める場合であって、かつ、(3)の事前着手を行おうとする事業主については、提出期限後であっても認定申請書を提出することができます。

(3) 事前着手の禁止

支給対象となる通勤用自動車の購入は、受給資格の認定後に着手（購入・発注・契約、支払い）しなければなりません。認定前に着手している場合は、受給資格は「不認定」または「認定取消し」となり、助成金は受給できません。

ただし、認定申請書に「事前着手申出書」を併せて提出(注)した場合に限り、認定前に着手することができます。

(注) 認定申請書に記載すべきところに記載がない場合及び認定申請書に添付すべき書類が不足している場合については、事前着手申出書の受理はできません。

《事前着手申出書》

事前着手申出書（任意様式）とは、認定申請の結果が不認定または助成金申請額が減額された場合に異議を申し出ないこと、事前着手を行う通勤用自動車の購入に係る発注・契約予定日（「事前着手予定日」といいます。）などが記載され、申請事業主の押印のある書類をいいます。

この場合、事前着手予定日は業務受託法人が認定申請書を受理した日以降で、かつ、事前着手申出書に記載された発注・契約予定日以降となります（一定の制限がありますので、必ず、業務受託法人と相談してから決めてください。）。

(4) 認定の条件

認定の条件は、重度障害者等用住宅の新築等助成金と同じです。（8ページ参照）

この場合、「住宅の新築等」とあるのは、「通勤用自動車の購入」と読み替えてください。

(5) 認定取消し要件

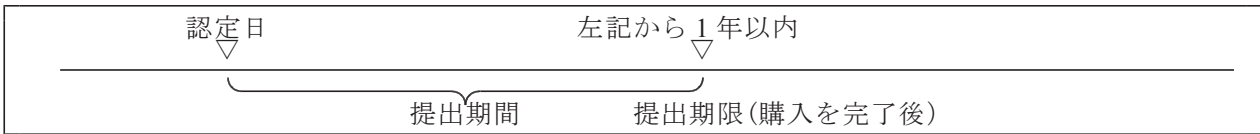
認定の取消し要件は、重度障害者等用住宅の新築等助成金と同じです。（9ページ参照）

6 支給請求

(1) 支給請求書の提出期限

助成金を支給請求をしようとする事業主は、支給請求書及び添付書類を提出してください。

支給請求書の提出期限は、原則として、受給資格の認定を受けた後、通勤用自動車の購入が完了し、かつ認定日から起算して1年以内です。



* 提出書類は、50ページの「助成金受給のための提出書類」を参照してください。

《購入の完了の取扱い》

車検登録が完了し（所有者が申請事業主になっていることが必要です。）、かつ、購入の経費の支払いが終了したことです。

なお、経費の支払いが手形の振り出し（自社発行のものに限ります。）またはファクタリングによって行われる場合は、その手形等が決済された日を支払い終了日とします。

(2) 支給請求ができない場合

受給資格の認定日から支給請求書の提出までの間に支給対象障害者が離職等により当該通勤用自動車を使用しなくなった場合（自己の都合により離職等をした支給対象障害者に代わり、他の障害者である雇用労働者をもって支給対象障害者として取り扱う場合を除きます。）は、支給請求はできません。

(3) 認定に係る事業計画の変更を行っている場合

認定に係る事業計画の変更（変更承認申請が必要な変更を除きます。）を行っている場合の支給請求書には、当該変更に係る内容について、変更前と比較して説明した書類（当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類を含みます。）を添付しなければなりません。

この場合の「事業計画の変更」とは、原則として次のことをいいます。

- イ 事業主名、代表者名及び事業主所在地の表記の変更
- ロ 事業主の合弁・統廃合、事業主の事業の譲渡等に伴う事業主名、代表者名、事業主所在地の変更
- ハ 事業所名、事業所所在地の表記の変更
- ニ 支給対象障害者の転勤・出向等勤務形態の変更に伴う事業所名、事業所所在地の変更
- ホ 支給対象障害者の変更（支給対象障害者の勤務形態、就業形態（転勤、出向、短時間労働、在宅勤務等）の変更を含む。以下同じ。）
- ヘ 措置の変更（通勤用自動車の車名または型式、改造部分の型式、運行経路等の軽微な変更をいう。）

(4) 不支給となる要件

不支給となる要件は、重度障害者等用住宅の新築等助成金と同じです。（10ページ参照）

(5) 支給の条件

次に掲げる事項が支給の条件となります。この条件に違反すると、認定が取り消され、助成金の全部又は一部を返還していただくこととなります。

なお、次のイ～ニのほか、機構が必要と認める事項が条件として加えられることがあります。

- イ 通勤用自動車の使用条件に関する事
 - 助成金の支給に係る通勤用自動車を、支給決定日から2年以上の期間、所有して支給対象障害者の通勤に使用しなければならないこと。
- ロ 支給決定を受けた事業計画の変更に関する事
 - (イ) 事業主は、助成金の支給を受けた後、受給資格の認定を受けた事業計画を変更する場合は下記8の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。
 - (ロ) 助成金の支給を受けた事業計画が当該支給決定日の前に、所定の手続きを経ずに変更されていないこと。
- ハ 助成事業の報告に関する事
 - 事業主は、障害者の雇用の促進等に関する法律第52条第2項に規定する資料の提出、及び**実施状況の報告**（注）を行わなければならないこと。
- ニ 調査への協力に関する事
 - 事業主は、機構が必要に応じて実施する支給対象通勤用自動車の使用状況等に係る調査に協力しなければならないこと。

（注）ハの「**実施状況の報告**」とは、次のことを言います。

支給条件のイの「支給決定日から2年以上の期間、支給対象障害者の通勤に使用しなければならない

こと」に関して、支給決定日から2年間の支給対象通勤用自動車の使用状況等を、障害者助成事業実施状況報告書により支給決定日から2年経過後の1ヵ月以内に報告しなければならないこととなっています。

この際、原則として、次の添付書類の添付が必要となりますので、留意してください。

- ・ 税務署に申告した**決算書(写)**または**所得税確定申告書(写)**
- ・ 税務署に申告した**固定資産台帳(写)**または**減価償却明細表(写)**

7 助成金の返還

助成金の返還は、重度障害者等用住宅の新築等助成金と同じです。(10ページ参照)

8 助成金の事業計画の変更手続(助成金変更承認申請書等)

認定申請書提出後、支給決定日から起算して2年以内に、事業主の都合により事業計画の申請内容を変更する場合は、機構に対し、その変更内容を次の各号により機構が必要と認める書類を添付し、受託法人を経由して届出または申請を行わなければなりません。

なお、事業計画の変更に伴う助成金の増額は、原則として行いません。

(1) 届出(変更届)

認定申請書または支給請求書を提出し受理された後において、認定または支給決定前に、認定申請または支給請求に係る上記6の(3)に掲げる変更があったときは、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、助成金事業計画変更届により届け出ることが必要です。

この際の認定または支給決定にあつては、当該届出の内容も踏まえて決定されます。

(2) 申請(変更承認申請書)

認定から支給請求(支給請求に併せて変更の申請を行うことはできません。)まで、または支給決定から上記6の(5)のハの障害者助成事業実施状況報告書の提出までの期間に応じて、次のイ及びロの変更を行う場合は、それぞれに定める申請期限にしたがって、助成金事業計画変更承認申請書により申請することが必要です。

イ 認定から支給請求までの期間の変更承認申請

(イ) 変更事項

通勤用自動車の特別の構造または設備の整備の内容の変更

(ロ) 申請期限

申請の期限は、原則として、変更しようとする日の2か月前までです。

ただし、申請期間内に変更承認申請を行うことができないやむを得ない理由があると機構が認める事業主であつて、かつ、事前着手を行おうとする事業主については、期間経過後においても変更承認申請を行うことができます。

ロ 支給決定から実施状況報告書提出までの期間の変更承認申請

(イ) 変更事項

① 事業主の合併または統廃合による支給対象事業主の変更

② 事業主の事業の譲渡等による支給対象事業主の変更

③ 支給対象障害者の変更、支給対象障害者の勤務形態や就業形態(転勤、出向、短時間労働、在宅勤務等)の変更

④ 通勤用自動車の移転、売却、譲渡、廃棄、貸付等の重大な変更

(ロ) 申請期限

① 上記ロの(イ)の変更事項①～③の場合の申請期限は、原則として、変更が生じたとき。

② 上記ロの(イ)の変更事項④の場合の申請期限は、上記イの(ロ)に同じです。

【留意事項】

変更承認申請を行うに当たっては、変更承認後に着手することが必要です。

ただし、必要に応じ、事前着手申出書を提出することにより、変更承認の決定を待たずに通勤用自動車の改造を行うことができます。